

## 特定非営利活動法人よこすかなかながや 内部通報規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人よこすかなかながや(以下、「法人」という。)が実施する業務における不正行為による不祥事の防止および早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理および法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、法人の役員、職員、ボランティアを含むすべての従事者(以下、「役員等」という。)に対して適用する。

### (通報等)

第3条 法人または役員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、または生じるおそれがある場合、役員等は、この規程が定めるところにより、通報、申告または相談(以下、「通報等」という。)をすることができる。

2 通報等を行った者(以下、「通報者」という。) 通報者に協力した役員等および当該通報に基づく調査に積極的に関与した役員等(以下、「通報者等」という。)は、この規程の保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、または生じるおそれがあることを知った役員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

### (通報等の方法)

第4条 役員等は、次に定める内部通報窓口に対して、電話、電子メールまたは直接面談する方法等により通報等を行うことができる。内部通報窓口の電話番号等は別途役員等に通知する。

- (1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事
- (2) 監事

### (内部通報窓口での対応)

第5条 内部通報窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定にしたがい、その対応を行うものとする。

2 通報等を受けた内部通報窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき、調査を行う旨の通知または調査を行わないことに正

当な理由がある場合にはその理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合にはこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた内部通報窓口の担当者は、通報等の内容(通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下、「通報者特定情報」という。))を除く。)を直ちにコンプライアンス担当理事(ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合には監事)に報告する。

2 通報等に係る事実関係の有無およびその内容に関する調査(以下、「通報等調査」という。)は、コンプライアンス責任者または監事が実施する。また、必要と認められるときは理事会の承認を経て弁護士等外部の機関に調査を依頼することができる。

3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。

4 役員等は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力しなければならない。

5 通報等を受けた内部通報窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含む法人の役員等に開示することができる内容および範囲について合意し、調査の必要性および状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役員等は第1項および第2項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名の通報等であるため通報者との協議が困難である場合、その他やむを得ない理由がある場合にはこの限りでない。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した部署(以下、「調査担当部署」という。)は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに当該結果を通報等を受けた内部通報窓口、コンプライアンス担当理事および理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、十分注意するものとする。

2 内部通報窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りでない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取り扱いについては、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 コンプライアンス担当理事または通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちに理事会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、または当該不正行為を中止するように命令し、必要に応じて理事会に懲戒処分の決議を求め、刑事告発または再発防止措置等の対応を

行う。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取り扱いにおいて、通報等、通報者への協力および通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果およびそれに対する対応の概要(ただし、通報者等の氏名を除く。)を、速やかに理事会に報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

#### (情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けた内部通報窓口および調査担当部署は、通報者等の氏名(匿名の場合を除く。)通報等の経緯、その内容および証拠等を部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることがないように留意する。

2 通報等を受けた内部通報窓口、調査担当部署またはその他通報等に関する情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。また、第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、または漏洩することを防止する措置を講じなければならない。

3 役員等は、内部通報窓口または調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

#### (不利益処分等の禁止)

第10条 法人の役員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したことまたは通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分または措置を行ってはならない。

#### (懲戒等)

第11条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に関する情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役員等が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合または前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は戒告、減給または懲戒免職とする。ただし、役員が有給である場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の処分は理事会の決議による。

(内部通報制度に関する教育)

第12条 法人は、役員等に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

付則

この規程は、令和5年5月26日から施行する(理事会決議)

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1	法令または定款に違反する行為
2	役職員または取引先その他の利害関係者の安全または健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
3	法人の内部規程に違反する行為
4	法人の名誉または社会的信用を侵害し、または低下させるおそれのある行為
5	法人、役職員または取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上